

1. 全ての県立高校及び私立高校も含め、生徒が将来、多重債務者に陥ることがないよう、「賢い消費者としてのあり方」を総合学習の一環として学校教育に取り入れること。

＜要請の考え方＞

消費者金融、いわゆる「クレ・サラ」といわれる貸し金業による高金利と過酷な取立て、過剰融資等が、自己破産者20万、生活苦による自殺者8千人など深刻な社会問題になっていることは周知のとおりである。また、多重債務問題はホームレスの増大、犯罪の多発などにつながる大きな要因にもなっており、社会的悲劇と貧困を生む高金利、グレーゾーン金利を撤廃、一掃することが喫緊の社会的課題になっている。

去る9月26日に召集された臨時国会において、貸金業規制法等の改正案が審議されることになっており、その行方が大いに注目されるところである。さらに本年1月には、利息制限法を超える金利(グレーゾーン金利)は無効とする最高裁判決も出されており、一切の特例措置のない、出資法の上限金利を利息制限法の金利まで引下げることを中心とした貸金業規制法や出資法の法改正は国民全体の願いでもある。

この国民の声を反映すべく、本県も6月定例議会において全会一致で意見書採択がなされたように、これまでに43都道府県議会及び1112市町村議会(本県では65市町村議会)において意見書採択(10月16日現在)が行われ、内閣総理大臣、衆・参議長及び政府の関係省庁大臣宛に提出されてきたところである。また、去る10月11日には340万筆を超す署名も衆・参議長宛に提出されている。

生徒たちが、ローン・クレジットやクーリング・オフなどの正確な知識を習得し、社会に出てから安心かつ計画的な消費生活を送れるようにすることは、学校教育の重要な役割である。因みに、広島県では広島県労働者福祉協議会と連携し、既に数年前から全ての県立高校で消費者教育が実施されているとともに、多くの高校でも積極的に取り入れはじめていることを報告しておきたい。

2. 中小企業勤労者福祉サービスセンター(以下、中小サービスセンター)の自立化・経営基盤の強化に向けて、具体的かつ実効ある支援施策をはかるため、県及び県内に設置されている各中小サービスセンター、当該自治体、関係協力団体等で構成する「中小サービスセンター支援委員会(仮称)」を設置すること。

＜要請の考え方＞

中小企業で働く勤労者の福利厚生の拡充を目的に設立されている中小サービスセンターに対する国の助成制度が、平成17年12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」や「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)を受けて行われた労働福祉事業及び雇用保険三事業の見直し

に伴い、5年間の経過措置(平成22年度で終了)を経て廃止されることになった。

現在、県内には9か所(うち1か所は共済会)の中小企業勤労者福祉サービスセンターが設立されているが、今般の補助金制度の廃止という情勢も加わり、各サービスセンターの自立化と経営基盤の強化に向けた抜本的な支援施策が一層重要な課題となっている。

当協議会も、県内の中小企業で働く者の労働福祉に資する社会横断的な制度として中小企業勤労者福祉サービスセンターを評価し、各中小サービスセンターの拡充や未設置自治体への設立促進を働きかけるとともに、埼玉県中小企業勤労者福祉サービスセンター協議会に賛助会員として参画し、新規事業メニューの提案や自立化に向けた提言等を行ってきたところであるが、県及び各中小サービスセンターや当該自治体、関係団体等が一体となって具体的かつ実効ある支援策を早急に講ずる必要がある。

3. 団塊シニアが県内の各地域で元気に活躍できる環境づくりを進めるとともに、エイジレス社会に相応しい、勤労県民の生涯にわたる雇用と暮らしをサポートする実効ある県民福祉施策の展開をはかるため、県民生活全般にかかわる「県民意識(ニーズ)調査」を実施すること。

また、調査項目や調査方法等については、広く関係諸団体および学識者等の意向を十分に反映させて実施すること。

<要請の考え方>

人口減少・超高齢社会時代の埼玉県を、活力のある生き活きとした郷土にしていくためには、新5か年計画大綱でも謳っているように、約40万人の団塊シニアをはじめとし、今後、さらに増大する圧倒的な元気シニアを社会の貴重な人的資源として位置付け、長い職業生活で培ってきた技能や技術、そして多様な能力が地域社会で活かされる環境をどう整備していくかが大きな課題である。

このためには、生涯現役時代、エイジレス時代という観点に立って、勤労県民の雇用や暮らしを生涯にわたってサポートし、自主的かつ積極的に地域社会に参画できる適切な施策を講ずることを目的に、県民意識とニーズを的確に把握する必要がある。

4. 勤労県民の労働福祉や暮らしにかかわる多様なニーズを、県の施策展開にさらに反映させていくため、各種審議会の委員派遣団体として当協議会を積極的に活用すること。

<要請の考え方>

人口減少社会、超高齢社会の到来によって、少子化対策の実効ある推進、介護・医療制度等の高齢者福祉の一層の拡充が求められる一方、勤労者の生涯現役化をめざし

て、高齢者の社会参加・就労支援を進め、元気シニアを地域社会の貴重な人的資源として積極的に活用していく施策が重要なテーマとなっている。

このため当協議会は、労働金庫や全労済などの福祉事業団体の機能と労働団体である連合埼玉のスケールメリットを最大限に発揮し、生涯にわたって勤労者の雇用(労働)や暮らしをサポートする新たな労働者自主福祉運動の構築をめざしているところであり、安心・安全な県民の暮らしづくりを進める県政のパートナーとして当協議会を位置付けることを要望する。

5. 社団法人埼玉県労働者福祉協議会(埼玉労福協)、および中央労働金庫埼玉県本部、全労済埼玉県本部、埼玉県勤労者生活協同組合、埼玉県勤労者福祉センター、埼玉県労働者信用基金協会をはじめとする福祉事業団体に対し、共助による勤労県民の自主福祉活動の拡充、また、労働生活と暮らしの安心、ゆとりの創造に資する観点から、提携融資制度の充実をはじめとする諸施策の拡充をはかるため、今後もより一層の支援と協力を行うこと。

＜要請の考え方＞

当協議会は、定款の事業目的の第1項に「共生の地域社会づくり」を掲げ、労働団体の連合埼玉と一体となって、広く勤労県民の暮らしを支援する「ネットワークSAITAMA21運動」や、県民が日々の暮らしの中で困ったことや悩みごとがある時に、相談先をパソコンと携帯電話から簡単に検索できる「彩の国・暮らしの相談ネット」を開設するなど、その社会的役割を果たすための努力を積み重ねているところである。

また、先に県がまとめた新5か年計画大綱で謳う「県民の力の結集」の一端を担い、引き続いて勤労県民の労働と生活の両面にわたる福祉の向上に全力を尽くすとともに、ネットワーク型の県民福祉活動の新たな創造に向けて、その社会的使命と役割を果たす決意である。